

わらしべ保育園 重要事項説明書

2025 年 4 月

保育の提供の開始にあたり，当園があなたに説明すべき内容は，次のとおりです。

1 施設運営主体

事業者の名称	社会福祉法人いなほ会
所在地	埼玉県さいたま市桜区西堀五丁目 5 番 3 号
電話番号	0 4 8 - 8 6 2 - 3 1 2 3
代表者氏名	理事長 剣持 浩
定款の目的に定めた事業	保育所の経営、地域子育て支援拠点事業の経営、一時預かり事業の経営、放課後児童健全育成事業の経営

2 保育施設の概要

施設の種類	保育所
施設の名称	わらしべ保育園
施設の所在地	さいたま市桜区西堀五丁目 5 番 3 号
連絡先	電話番号 0 4 8 - 8 6 2 - 3 1 2 3 FAX 0 4 8 - 8 6 2 - 3 9 7 5
管理者	園長 福迫 聡子
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより，保育を必要とする小学校就学前児童
利用定員	満 3 歳以上の児童（2 号認定） 7 4 人 満 1 歳以上満 3 歳未満の児童（3 号認定） 3 4 人 満 1 歳未満の児童（3 号認定） 1 2 人
開設年月日	昭和 4 5 年（1 9 7 0 年）4 月 1 3 日
事業所番号	0 5 0

3 事業の目的

事業の目的	① 「わらしべのように、まっすぐ、つよく、やさしいところ」を目指し、児童福祉法第 1 条に定める児童福祉の理念に基づき、子どもの豊かな発達を促す保育を行うことを目的とする。 ② 子ども達の育ちを支えるため、わらしべ保育園は家庭、地域と共に歩みます。
運営方針	① 安全で安心できる保育環境の中で、あそびを通して明るく健康的な身体を築き、素直でまっすぐな心を育てる。 ② あらゆる命を大切にし、自然や社会の中で様々な体験を通して、興味や関心を育て、意欲的に取り組み、生きる力と想像力を培う。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	1,358.00㎡
	園庭	792.10㎡
園舎	構造	本館はRC造、子育て支援センターは木造
	延べ面積	1,357.36㎡

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	ひよこ組(0歳児クラス)
ほふく室	1室	ひよこ組(0歳児クラス)
保育室	5室	つくし組(満1歳児クラス)、たんぽぽ組(満2歳児クラス) すみれ組(満3歳児クラス)、ゆり組(満4歳児クラス) さくら組(満5歳児)について各1室
遊戯室(ホール)	1室	
調理室	1室	
一時保育室	1室	
子育て支援室	別棟	

5 職員の設置状況

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1		
主任	2	2		
保育士	15名以上	16	5	保育補助2人在職
栄養士	1	1		
調理員	3		6	
看護師	1	1	2	医療的ケア児担当(2)
事務(用務含む)	2		2	

<各職種の勤務体系>

職種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯(8:00~17:00)
主任保育士	正規の勤務時間帯(7:00~19:15)
保育士	正規の勤務時間帯(6:50~19:30)
看護師	正規の勤務時間帯(8:00~16:30)
栄養士	正規の勤務時間帯(8:00~17:00)
調理員	正規の勤務時間帯(9:00~15:00)
事務	正規の勤務時間帯(8:30~17:30)
用務	正規の勤務時間帯(8:00~15:00)

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

土曜日の保育について

- ・ 土曜日保育はわらしべ保育園とわらしべ第二保育園と共同保育を行います。
- ・ 共同保育場所はわらしべ保育園ですが、行事等で、わらしべ第二保育園で保育する場合があります。

① 土曜保育は平日の保育と同じように保育を必要とする児童の保育を提供します。

② 年度初めに「土曜保育希望確認書(保険証の写しを添付)」(以下「確認書」)を園長に提出します。

③ 申請した保護者で土曜日常時利用者は、お休みの場合や保育時間の変更を知らせます。不定期利用者は該当する土曜日に利用する場合にはその旨を、毎週水曜日までにアプリで申請します。

確認書を提出していない方が急に保育を必要とする場合は、事務所へ確認書に記入し申請してください。この場合、土曜常時利用者と同じように「確認書」および「さいたま市子育て支援医療費受給者証」の写しが必要です。

7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証をさいたま市から交付されている方の場合、7時15分から18時15分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議の上で保護者ごとに個別に決定します)。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時15分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします。

(時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)。

なお、土曜日の保育時間は7時15分から18時15分です。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時15分から8時30分まで又は16時30分から19時15分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします(時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)。

保育短時間認定の土曜日の保育時間は、8時30分から16時30分です。

8 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成 29 年 3 月 31 日厚労省告示 1 1 7 号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記 7 に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 幼児クラスはお泊まり保育や遠足など特別の保育をする場合があります。

(3) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0 歳児	9 時 3 0 分頃	1 0 時半頃	1 5 時頃	月齢・離乳食考慮
1 歳児	9 時 3 0 分頃	1 1 時頃	1 5 時頃	
2 歳児	9 時 3 0 分頃	1 1 時頃	1 5 時頃	
3 歳児		1 1 時 3 0 分頃	1 5 時頃	
4 歳児		1 1 時 3 0 分頃	1 5 時頃	
5 歳児		1 1 時 3 0 分頃	1 5 時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

9 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。
3 歳児クラス以降は、保育料無償です。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1) に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。
お支払方法については、別途お知らせします。

10 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

(1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき

(2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

1 1 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科，小児科

医療機関の名称	清水医院
医 院 長 名	高橋由美子
所 在 地	さいたま市桜区西堀 1－9－16
電 話 番 号	048－861－1634

(2) 歯科

医療機関の名称	三村歯科
医 院 長 名	三村 晃司
所 在 地	さいたま市桜区南元宿 2-22-10 三愛ビル 1F
電 話 番 号	048－855－8676

1 2 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

1 3 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 園長 福迫 聡子 ・ご利用時間 8：30～ 18：30 ・電話番号 048－862－3123 F A X 048－862－3975 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第三者委員	東谷 良子	電話番号 048－862－0355
		埼玉総合法律事務所弁護士
	松永 輝義	電話番号 042-932-6464
		入間市仏子あんず幼稚園
	山本弓子	電話番号 048-265-2025
		埼玉県保育士会顧問
	細萱大祐	株式会社ピスタ
		電話番号 050-6868-4846

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

1 4 非常災害時の対策および対応

非常時の対応	別途に定める，消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・スプリンクラー 無 ・その他，カーテン，敷物，建具等の防災処理 有 令和 5 年 11 月の消防署査察では指摘事項無し
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は，毎月 1 回以上実施します。

当園は荒川および鴨川に近いことから、台風及び集中豪雨の時に水害のリスクが高まります。気象庁などから「特別警報」もしくは、自治体から「警戒レベル 3（避難準備・高齢者等避難開始）以上」が発令された場合、または首都圏 JR が全線計画運休をする場合、臨時休園あるいは開園閉園時間の変更をする場合があります。不測の事態発生時にもこれに倣います。必要に応じ、緊急メールにて連絡します。

1 5 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では，以下の保険に加入しています。

保険の種類 ①	保育園総合保険（損害保険ジャパン）
保険の内容	保育園児等障害保険、主催行事参加者障害保険、保育園賠償責任保険
保険の種類 ②	日本スポーツ振興センター災害給付制度
保険の内容	疾病・障害共済
保険料	210 円（保護者の方の負担額です）

1 6 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動，政治活動，営利活動	利用者の思想，信仰は憲法で保障されているとおり自由ですが，他の利用者に対する宗教活動，政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

1 7 保育の提供に要する実費に関わる利用者負担金

別表の通りとします。

1・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

※下記は*印以外はゆうちょ銀行より引き落としとなります。

項 目	内容・負担を求める理由及び目的	金 額
2号認定に係わる幼児給食費	給食費（主食費・副食費）	月額 7,500 円
延長保育料 （保育標準時間認定）	申請された方で 18：15 分を過ぎる場合	月額 4,000 円
延長保育料 （保育短時間認定）	7：15～8：30 及び 16：30～18：15	一回 500 円
貸し布団代		月額 770 円
日本スポーツ振興	保護者負担額	1年間 210 円
貸し布団カバー 貸毛布カバー		1、540 円にて販売 1、320 円にて販売
ストラップ	セコムカード・入館証	340 円 (1組 170 円×2)
カラー帽子	つくし組から購入になります	1,040 円
作品袋		㊦㊧ 80 円 ㊧以上児 110 円
自由画帳	すみれ組・ゆり組・さくら組	260 円
セコムカード	門扉開閉に必要なカード	1枚 1,000 円 (退園時返金)
保育参加の給食費 *1		一食 350 円
サブスク おむつセット・食事セット*2	0. 1. 2 歳児クラス使用 (3 歳児以上児も希望可) 2 歳児の食事セットは 6 月ごろ使用終了予定	ご利用者個人での支払い おむつセット：¥2280 (税抜き) 食事セット： ¥798 (税抜き)

* 1：参加当日の朝事務所にお支払いください

* 2：各自での申し込み及びお支払いをお願いします

※さくら組の遠足交通費等の費用はかかった経費を集金します

※年度途中に購入した際に他の引き落としが無い場合には集金袋にて現金での支払いとなります。

2・その他実費に係る利用者負担額（父母の会）

項 目	内容・負担を求める理由及び目的	金 額
父母会費	行事の際のお土産や観劇、絵本等に使います	1 ヶ月 200 円
駐車場	利用者で負担	月 額 1,500 円 (令和 6 年度実績) 利用者人数によって変動

※父母の会専用の口座にお振込み頂きます。

後日振り込み口座と締め切り日等は配布致します。